

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月17日
【発行者名】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 柳澤 宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階
【事務連絡者氏名】	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取締役財務企画部長 吉田 圭一
【連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階
【電話番号】	03-6279-0311
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、金銭の分配の方針に係る規定の変更を含む本投資法人の規約の一部変更に係る議案（以下「本議案」といいます。）を2025年3月17日開催の本投資法人の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に上程し、本議案は、原案のとおり承認可決されたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 金銭の分配方針の変更の内容についての概要

本投資法人は、利益を超えた金銭の分配を毎営業期間継続的に行う方針を変更し、利益を超えた金銭の分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差분을補うための調整弁として活用することとするため、また、本投資法人の分配金額が租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とした金銭の分配を可能とするため、金銭の分配方針に係る規定の変更を含む本議案を本投資主総会に上程し、本議案は、原案のとおり承認可決されました。

本議案のうち、金銭の分配の方針に係る規定の変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
第47条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1)投資主に分配する金銭の総額 ① 本投資法人の利益は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。 ② （省略） (2)利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができる。 なお、本投資法人は、投信協会の定める規則に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、原則として毎営業期間継続的に、利益を超えた金銭として分配する方針である。ただし、経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況等を踏まえ、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当等の他の選択肢及び本投資法人の財務状況等についても検討の上、利益を超えた金銭の分配を実施しない場合がある。	第47条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1)投資主に分配する金銭の総額 ① 本投資法人の利益は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人計算規則第81条の2で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「本出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から本出資総額等の合計額を控除して得た金額）とする。 ② （現行どおり） (2)利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができる。加えて、上記の場合において金銭の分配金額が租税特別措置法第67条の15に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。

(2) 当該変更の年月日

2025年3月17日